

東日本大震災から 5 年

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、日本列島下に太平洋プレートが潜り込む典型的な海溝型地震であった。震源域は三陸沖の南北約 400 km、東西方向約 200 km、震源深さ 24 km、地震規模はマグニチュード 9.0 と推定され、1000 年に一度の巨大地震といわれている。

巨大地震によって引き起こされた津波は、恐ろしいほどの破壊力で東北・関東の太平洋沿岸を襲った。津波による被害は甚大で、死者が 15,881 人、行方不明者 2,668 人、インフラも含めて壊滅的な打撃を被った。そうした状況の中で、道路構造物によって津波被害を免れた地域があった。その地域とは仙台市の荒浜地区で、ここを通る仙台東部道路の海岸側の住宅街は津波によって破壊された。ところが道路の反対側の住宅街は、道路の盛土が津波の進行を妨げたため、住宅街に被害が及ばなかった。この教訓をもとに、仙台市の荒浜地区では、津波対策として海岸と平行に盛土高 5m 程度の道路建設が着々と進められている。



坂本技術士事務所
所長 坂本文夫



東日本大震災が発生してから 5 年が経過したが、被災地を訪れてみると、復興事業が進んでいないように感じられる。復興事業の遅れは、被災地の社会生活環境に大きな影響を及ぼす。ところが、復興を推進する国の復興集中期間が平成 27 年度で終了する。復興集中期間の終了に伴い、今後実施する復興事業がなにかと制約を受け、被災地の自治体に新たな財政負担がのしかかってくる。被災地の復興は様々な事情により遅れが生じ、予算が消化できないために予算を繰り越すことが多くなっている。こうした状況は復興事業に大きく影響し、復興への期待が失望に変わると、被災地の人口流出が加速する恐れがある。

復興が遅れている主な要因として挙げられるのが事業用地の取得がある。その一つが土地の名義人が震災で亡くなり相続が決まっていない。もう一つは地権者が他の地域に移って連絡が取れない。こうしたことから、用地交渉にかなりの時間を要している。その他に工事の入札が不調になるケースが多く、これも遅れの一因となっていることに加え、復興を支援する人材確保が年々厳しくなっていることも不安材料となっている。

東日本大震災によって明らかになったことは、これまで整備した社会資本が、襲来した津波によって壊滅的に破壊されたことである。整備された道路や鉄道も各地で寸断され、緊急支援物資が被災地に届かなかった。この事実を真摯にとらえ、被災状況を詳細に検証することにより、今後のインフラ整備に資することが期待される。

近い将来、東海・東南海・南海地震が予想される中で、緊急支援物資を輸送する道路の確保は、東日本大震災の状況が貴重な教訓となる。防災対策は、ハード・ソフトの両面が重要である。沿岸地域では、安全な高台に避難場所を設定するとともに地域住民が積極的に参加する避難訓練を繰り返し実施し、その際の課題を徹底して解決しておくことが明日への備えとなる